

11月・12月は税の滞納整理強化月間

税金の納め忘れはありませんか？

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない公共サービスや公共事業を行うための貴重な財源です。税金を滞納すると納税している方との公平性を欠きます。11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

税務課

☎995-1811

滞納は行政サービスの提供に支障が生じます

納められた税金は、教育や福祉、施設の整備など、市民の皆さんが安心して暮らしていける環境づくりに使われます。税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障を来すことがあります。納期限内に納付している方々との公平性も欠きます。

滞納者の財産は差し押さえられます

税金が納期限内に納付されない場合、本来の税額と延滞金を合わせて未納をお知らせする、督促状などを送付します。市では、事情なく納付しない滞納者に対して、給与、年金、売掛金、預金、生命保険、不動産、自動車、家電製品、貴金属などの財産を差し押さえる滞納処分を行っています。

滞納処分の流れ

納税通知書の発送
▼
納税の督促
▼
財産調査
▼
財産の差し押さえ
▼
滞納市税に充当

納税に困ったら早めに相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で市税の納付が困難なときは、直接または電話でご相談ください。日中に相談できない方のために、夜間納税相談を実施しています。
夜間納税相談／毎月第1・第3水曜日19時まで（祝日、年末年始を除く）

※税の滞納整理強化月間中の実施日▶11月7日(水)・20日(火)・21日(水)・22日(木)、12月5日(水)・19日(水)

口座振替やコンビニ納付の利用を

納付は、金融機関窓口やコンビニエンスストアでお願いします。

口座振替／口座振替による納付を勧めています。税務課、指定金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付／納期限内であれば、24時間365日納めることができます。※30万円を超える納付書は利用できません。

県と市が一体となった滞納者の徴収対策

静岡地方税滞納整理機構は、地方税の徴収が難しい滞納案件を、市町と県が連携して処理する機関です。当市でも、静岡地方税滞納整理機構に滞納者の徴収を移管し、成果を上げています。



地方税の滞納整理の専門機関として、弁護士と協力しながら、財産調査と滞納処分を迅速、確実にを行います。